

函館地方裁判所委員会（第28回）及び函館家庭裁判所委員会（第28回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成27年1月19日（月）午後3時00分～午後4時45分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）海老憲一，落合京子，河内孝善，川嶋信義，澁田孝，植松直，鈴木尚久

（家裁委員）岡田潔，末次一郎，竹下裕子，西谷小百合，毛利悦子，柳川厚史，柳順也，佐藤卓生

（兼務委員）荒井徹伊，甲斐哲彦

（地裁事務局）事務局長末神克之，事務局次長柴田茂樹，総務課長大橋里美，会計課長勢上晃浩，総務課課長補佐山形英世

（家裁事務局）事務局長山田勉，事務局次長村上庫二，総務課長馬籠寿幸

4 議題

「函館地家裁庁舎の防災対策について」

5 机上配布資料

- （1）資料1 防災応急マニュアル（抜粋）
- （2）資料2 ハザードマップ（函館市作成）
- （3）資料3 防火・防災管理要綱別紙3
- （4）資料4 防火・防災管理要綱別紙4
- （5）資料5 函館地方・家庭裁判所業務継続計画別紙3
- （6）資料6 防災訓練フロー

6 議事

- （1）開会宣言（総務課長）
- （2）函館地家裁庁舎の防災対策について
（事務局から次の事項について説明を行った。）
 - ・立地条件，構造等
 - ・当庁における防災対策の目的
 - ・防災に関するルールづくり
 - ・防災訓練
- （3）意見交換
（委員長）

それでは意見交換に入りたいと思います。

まず御意見を伺いたいのは、当庁のように不特定多数の来庁者が庁内にいる場合に、災害時にどのようにしてスムーズに人数や所在や状況などを把握し、避難誘導させることができるのかという点です。裁判所には、裁判を行うための法廷、調停などを行う調停室、協議会などを行う会議室、刑事事件の被告人や被疑者などを一時的に収容するスペースなど、多数の事件関係室があり、災害時には、避難誘導のために、できる限り速やかに状況を把握することが必要になります。現時点では、そのような場合に、本部の指示の下で、館内放送で呼び掛けたり、各階の避難誘導班がロビーやトイレ内の状況を確認する他、各部署が自ら使用する部屋の状況を確認し、本部と連携を取りながら、救護あるいは避難誘導に結びつけることを考えておりますが、これで十分なのか、あるいは他にどのような方策が考えられるかなど、御意見をお聞かせいただければと思います。

(委員)

私が勤務する職場では、災害が職場の建物限定か、もっと大規模なものかにもよりますが、各部署に避難誘導担当が決まっています。庁舎内放送に従いつつ担当者の誘導によって避難することになります。避難責任者は、事務室やトイレを確認して最後に避難し、避難後に人数も報告するという役割を担っています。

(委員)

私の勤務しているホテルは、津波避難ビルの指定がなされていません。それは、人が多く住んでいる住宅地から国道を渡って来る必要があり、危険だという判断によるものです。

また、例えば火災の場合、どの部屋にも人がいないことを確認する必要があります。裁判所も人海戦術で人を探すことになると思います。ホテルの外に避難した後、冬場は寒いので、近隣のホテルと連携して、無事なホテルの大広間などに入れてもらうことになっています。

地震等の災害時は、エレベーターが止まり、その管理会社には電話が殺到すると思われますので、普段から打ち合わせておいて、どのように迅速に復旧するか検討しておく必要があると思います。

大学の先生等の有識者を招いた勉強会では、3階以上ならある程度大きな津波も大丈夫だが、外に出て逃げると津波に飲み込まれるとの話がありました。

(委員長)

次に、勤務時間外あるいは勤務時間中でも休暇や出張中の職員がいる際に災害が発生した場合に、職員の安否確認をどのように行うかが問題になります。裁判所では、個人情報保護の観点等から職員の携帯電話番号やメールアドレス等の連絡先を組織的には把握しておらず、マニュアルの「安否報告」にあるとおり、災害時は職員の側からメールや電話など複数の手段を選択して上司に連絡をすることになっています。また、職員には、「災害発生時ポケットマニュアル」を常時携帯するように指導しています。

この連絡がどのようにすれば徹底されるのか、あるいは、他により良い方法

があるのか等、御意見をいただきたいと思います。

(委員)

全国の検察庁では、職員の安否確認のため、従前は伝言ダイヤルを利用していました。平成24年から警備会社の安否確認サービスを利用しています。年度替わりに連絡先を登録しておけば、災害時に警備会社から職員にメールを配信して安否確認を行います。例えば、震度6弱というように事前に決めた規模の地震が発生した場合、職員にメールが配信され、安否確認や出勤の可否について選択式で入力して報告するようになっています。自由記載のコメント欄も用意されており、その情報は総務課長や会計課長といった管理者に提供され、逆に、管理者からサービスを介して職員に連絡をすることもできます。

(委員長)

次に、上部機関や下部機関との連携についてです。当裁判所は、上部機関として札幌高等裁判所がある他、管内には江差支部と、松前簡易裁判所、八雲簡易裁判所、寿都簡易裁判所の4つの庁を抱えています。また、防災訓練は、管内の裁判所も巻き込んで実施していますが、平時における防災対策においてどのように連携すべきか、災害時、本庁が被災した場合、あるいは管内の裁判所が被災した場合にどのように連携すべきかなど、御意見をいただきたいと思います。

(事務局)

函館市の担当者から伺ったところによると、函館市では、北海道との間で防災ネットワークが接続されており、災害情報などが逐次入ってくるようですが、むしろ直接気象庁のホームページを見たりして情報収集する方が早いことも多いとのことでした。また、函館市では、公共情報コモンズ（地方公共団体等からの災害情報を集約してメディアから発信する取組）にも参加しているとのことでした。裁判所としても、この災害情報を利用できるか検討していきたいと考えています。

災害時には本庁舎に災害対策本部が置かれ、合併した旧町村である4支所と、衛星携帯電話等を利用した情報共有を行って、被害状況等の情報収集を行い住民の避難が必要か否か等の判断を行うそうです。しかし、基本的には、現地で状況を把握して臨機に行動する必要があるため、支所において災害が目前に迫っている場合など、即決即断を要する場合は、支所が意思決定等を行うことができるようになっているそうです。裁判所の支部についても、いちいち本部の判断を受ける暇があるのか、周囲から避難を受け入れるのかなど、検討を要するのではないかという御意見でした。

(委員)

検察庁では災害時、電話やインターネットはつながらないと考えられますので、衛星携帯電話を設置し、試験通話をして緊急時に備えています。

(委員)

七飯町は北海道や他の市町村とも連携態勢を築いており、民間企業とも自動販売機の飲料提供について提携しています。

(委員長)

次に、避難を終えたあと、業務の継続や来庁者や職員の帰宅を検討するため、函館市内の被災状況を把握する必要があります。

ガス・水道・電気の被災状況や交通の状況について情報を得るために、どのような方法があるのか、裁判所としては、マニュアルの「災害情報一覧表」にあるとおり、電話による確認やインターネット等の活用を考えておりますが、通信に障害が出る場合も考えられます。

また、当庁では、毎年、先程説明があったような準備を重ねて防災訓練を行っておりますが、残念ながら、部署によっては、行方不明者が出て捜索中であることを知っていても、自ら動くことなく、指示待ちの姿勢に終始した職員も見受けられました。また、ワーキンググループから、管理職員の危機管理能力の向上のため、研修や演習が必要との指摘もなされました。そこで、職員の防災意識を維持・高揚させるために、あるいは、管理職員のスキルアップのために、有効な方策にはどのようなものがあるのか、御意見をいただきたいと思っております。

(事務局)

本日御欠席の、中学校校長をされている家裁委員から、事前に御意見を伺ったところでは、訓練は繰り返し行って、行動のイメージを持ち、共有することが重要とのことでした。ただし、それによってマンネリ化しないように、抜き打ちの要素を入れて、休み時間に訓練を実施したりしているそうです。また、災害によってどのような被害があるかという資料を示して、具体的なイメージを持たせるようにしているそうです。このような継続的な取組みによって、生徒達は真剣さを増し、適切な避難行動を行うようになったそうです。大人であっても同様との御意見でした。

(委員)

職員の防災意識の維持・高揚について、七飯町では、駒ヶ岳噴火を想定した訓練を行っており、高齢者の避難なども念頭に置いています。また、大雨・暴風のときや、そのおそれのあるときには、役場の職員も消防の職員と一緒に日頃から現場で対応しているので、防災意識は必然的に維持されています。

(委員)

検察庁では、身柄を拘束されている人の安全確保を念頭に置いて訓練を行っています。警察とも連携して、最もシンプルで確実な方法で避難する方策を職員から募って実践しています。例えば、身柄拘束されている人と職員を分けずに一カ所に避難させて確認したほうがよいとの意見があり、それを取り入れた訓練も行いました。

安否確認サービスを訓練で利用し、抜き打ちで訓練を行って、安否報告が遅かった職員に指導もしています。繰り返すことによって意識も高まってきます。

緊急時に備え、少年刑務所や鑑別所など関連する連絡先を確認しておくことが重要です。

(委員)

災害時に職員を近隣の救助活動等に派遣することまで想定しているのでしょうか。例えば3. 11（東日本大震災）を想定しているのでしょうか、というように、何に対応するためにどのようなスキルを身に付ける必要があるのかによって、スキルアップの方策が決まってくるのではないのでしょうか。

（委員）

同僚が裁判所に出向いているときに3. 11の地震が発生し、警報があったにもかかわらず、特に避難の指示などがなかったと聞いています。現在は改善されていますか。

（委員）

現在は、災害があれば全ての手続を中断することで裁判官も職員も意思統一が図られています。

（事務局の案内で、災害備品及び備蓄品の見学を行った。）

（委員長）

実際に災害備蓄品等を御覧いただいて、当庁における備蓄品の整備状況はいかがだったでしょうか。備蓄品として、更に整備したほうがよいと思われるものはなかったでしょうか。

（委員）

食料の備蓄量は何を基準としたのですか。

（事務局）

食料の備蓄については、150人の3日分を想定しています。津波避難ビル受入の600人については、食事の供給までは市から求められていませんが、災害時には臨機に対応することになると思います。

（委員）

情報収集の手段として、テレビは庁舎内に何台ありますか。

（事務局）

4台です。避難者にどのように情報を伝達するかについては、今後、検討していかなければなりません。

（委員）

検察庁は、検察官、事務官、参考人・被疑者、警察官が使用できるようにヘルメットをおいています。事務室には非常用持出袋も用意しています。また、電源については、ガソリンを使用する発電機3台に加え、カセットガスを使用できるものも2台用意しています。情報伝達のためにトランシーバーも用意しています。トイレは本庁に28台、排泄用の袋は2000袋の用意があります。支部にも各1台用意しています。水は500ミリリットルが約3000本、1.5リットルが約130本用意されています。

（事務局から津波避難ビル指定の経緯説明を行った。）

（委員長）

津波避難ビル指定の経緯等について説明がありましたが、この建物は、電源設備が地下にあるため、津波による浸水によって電源を喪失することが予想されます。そこで、津波避難ビル指定に当たり、避難場所の照明用の電源確保の

ため、3階、4階、5階の各フロア一用として1台ずつ合計3台のインバータ発電機を、照明のために合計13台の投光器を、更に発電機用の缶入りガソリン176リットル分を購入しました。また、次回の防災訓練では、近隣住民に対する避難誘導を訓練に取り入れることも検討しています。

その他にもいろいろと検討不足のことがあると思われます。先程からの説明などを聞いて、他に準備すべきことや克服すべき問題などについて御意見をお聞かせ願いたいと思います。また、最後に、裁判所の防災対策全般に関して、御意見があればお伺いいたします。

(委員)

停電時は業務のみならず色々なところに支障が出ます。断水の心配もあるので、電源の確保を考えたほうがよいと思います。

(事務局)

当庁舎は地下に自家発電装置があるので、津波による浸水で使えなくなることが予想されます。そのため、屋上に自家発電装置を移設することも検討しましたが、予算等の関係で見送られ、現在の移動式のを整備することになりました。

(委員)

冒頭の事務局からの説明の中で、裁判員候補者を氏名で呼べないという話がありました。ということですか。

(委員)

プライバシーの関係もあって、裁判員候補者の〇〇さんという搜索の仕方なるべく避けたいという配慮から防災訓練の現場で戸惑いがあったものです。しかし、命に関わる問題ですから、臨機にやることになると思います。

(委員)

災害の現場などでも、要援助者について、プライバシーの問題で、持病などの情報が不足して苦慮するという話を聞いたことがあります。

(委員)

訓練を繰り返し行くと慣れてしましますが、実際の災害は特別な状況ですから、防災上の心理学の研修を取り入れてはどうでしょうか。また、裁判所は来庁者の人数を把握していますか。

(委員長)

法廷傍聴は自由に出入りが可能であり、傍聴人の数などは把握していません。

(委員)

私を含め、裁判所に来る人は、何か用務先があって来庁すると思われますので、各用務先の責任者において責任を持って対応していただいていると認識しています。

(委員)

青森で台風の被害に遭ったことがあります。個人通信系の通信手段から先につながらなくなるということを実感しました。3.11でも携帯電話はつながりませんでした。インターネット回線はつながっていましたが、BBS

(インターネット上の掲示板)を安否確認等の通信手段とすることを考えてもよいと思います。また、防災無線のように従来型の通信手段が災害に強いと考えられますので、整備を検討しておくともよいと思います。

(事務局)

当庁も衛星携帯電話1台と災害時用のパソコンを1台整備しています。

(委員)

広い屋上があるのですから、太陽光発電を検討してはいかがでしょうか。

(事務局)

予算の問題も考えつつ、今後検討していくことにしたいと思います。

(委員)

データの持ち出しが重要と考えますが、どのように対応するのですか。

(事務局)

サーバーデータのバックアップが毎日行われており、非常時はバックアップデータを持ち出し袋に入れて持ち出すこととなります。リアルタイムのデータではありませんが、保全されています。

(4) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地裁委員会、家裁委員会のテーマについて、何か御提案はありますか。

(委員)

今回は地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催として「働きやすい職場環境の整備について」というテーマを取り上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

最近、職場内でワーク・ライフ・バランスという考え方が浸透してきており、仕事だけではなく、自分の生活も充実させたいと考える職員も多くなってきているようです。また、このワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の見直しについては、各企業や自治体でも関心のあるところではないかと思えます。そこで今回は「働きやすい職場環境の整備について」、副題として「働き方の見直しを考える」というテーマを取り上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

(委員長)

今回は「働きやすい職場環境の整備について(働き方の見直しを考える)」をテーマとし、地裁委員会と家裁委員会の合同開催とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長)

次回期日について平成27年7月6日(月)午後3時から地裁委員会と家裁委員会の合同開催といたします。

(5) 閉会宣言(総務課長)

以上